

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成10年5月から15年3月までは20万円、同年4月は24万円、同年5月は17万円、同年6月から同年12月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③から⑫までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月13日及び同年12月29日は7,000円、16年8月15日は3,000円、同年12月29日は7,000円、17年8月15日は9万9,000円、同年12月29日及び18年8月11日は9万7,000円、同年12月29日及び19年8月10日は9万5,000円、同年12月29日は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年1月から同年4月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年5月1日から20年1月1日まで
② 平成20年1月1日から同年5月1日まで
③ 平成15年8月13日
④ 平成15年12月29日
⑤ 平成16年8月15日
⑥ 平成16年12月29日
⑦ 平成17年8月15日
⑧ 平成17年12月29日
⑨ 平成18年8月11日

⑩ 平成 18 年 12 月 29 日

⑪ 平成 19 年 8 月 10 日

⑫ 平成 19 年 12 月 29 日

私が保管している A 社での給与支払明細書及び賞与明細書に記載されている報酬額及び賞与額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額及び標準賞与額が相違している。申立期間について、正しい標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 10 年 5 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅していた期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①、及び申立期間③から⑫までの標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①については、申立人及び事業主から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、当該期間のうち、平成 10 年 5 月から 15 年 3 月までの標準報酬月額は 20 万円、同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 17 万円、同年 6 月から同年 12 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人及び事業主から提出された平成 10 年 5 月から 15 年 12 月までの期間の給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の同期間における標準報酬月額が一致しないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届けず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③から⑫までについては、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は当該期間において、事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 8 月 13 日（申立期間③）及び同年 12 月 29 日（申立期間④）は 7,000 円、16 年 8 月 15 日（申立期間⑤）は 3,000 円、同年 12 月 29 日（申立期間⑥）は 7,000 円、17 年 8 月 15 日（申立期間⑦）は 9 万 9,000 円、同年 12 月 29 日（申立期間⑧）及び 18 年 8 月 11 日（申立期間⑨）は 9 万 7,000 円、同年 12 月 29 日（申立期間⑩）及び 19 年 8 月 10 日（申立期間⑪）は 9 万 5,000 円、同年 12 月 29 日（申立期間⑫）は 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 17 年 5 月から 19 年 12 月までの期間については、A 社に照会したところ、「保険料控除額に誤りがあったため、正当金額との差額について、退職時に支払済みである。」との回答があった上、同社から提出のあった社会保険料差額内訳書及び振込明細票によると、当該期間において誤って控除された社会保険料の差額分と退職金が支給されているのが確認できる。

また、平成 16 年 10 月から 17 年 4 月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、厚生年金特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

申立期間②に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成 20 年 1 月から同年 4 月までは 18 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 44 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 1 月から同年 4 月までは 44 万円に訂正することが必要である。

三重厚生年金 事案 1611

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B工場の資格取得に係る記録を19年3月1日、資格喪失に係る記録を20年10月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から20年10月1日まで

私の厚生年金加入記録を確認したところ、終戦復員まで勤務したA社B工場の記録が抜けていた。同様に同社B工場で働いた同僚に聞いたところ、申立期間の記録があるとのことであったので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社B工場は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

しかし、A社B工場の業務内容や労働環境についての申立人の説明には具体性があり、複数の同僚の供述とも一致していることから判断すると、申立人は、当該期間において同社B工場に勤務していたものと認められる。

また、申立期間におけるA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は存在しないものの、オンライン記録によると、申立人より前に同社B工場に異動し、申立人と同様の業務に従事していたとする同僚については、同社B工場に係るものと考えられる厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

このことについて、C市役所編纂のC市史によると、申立期間当時、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を管理していたD県庁（同県保険課）は昭和20年7月の空襲により焼失したとされる区域に含まれているところ、同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は現存せず、上記同僚の氏名を確認することができない上、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳についても存在を確認できないことから、申立人に係る被保険者記録が焼失してしまった可能性も否定できない。

以上のことから、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経った今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、その原因が申立人及び事業主のいずれにあるのかの特定を行うわせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であると判断する。

一方、申立人から氏名の挙がった同僚から、「申立人とは、それまで勤務していたA社E工場から、昭和19年3月1日にB工場へ一緒に転勤し、同年12月1日にF航空隊に入隊したのも同時期であった。」との証明書が提出された上、当該同僚のオンライン記録によると、申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、D県が発行した軍歴証明書及び申立人から提出のあった履歴書により、申立人は、昭和19年12月1日に陸軍に入営し、20年10月5日に除隊していることが確認できるものの、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和19年3月1日とし、資格喪失日を20年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1612

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和35年12月から36年7月までは1万2,000円、38年6月は2万6,000円、39年9月は3万3,000円に訂正することが必要である。

なお、各事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月5日から38年7月4日まで
② 昭和38年7月4日から40年9月1日まで
③ 昭和40年9月1日から42年9月21日まで
④ 昭和49年8月1日から50年10月1日まで

申立期間①、②及び③については、給与明細書で確認できる報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。申立期間④については、入社時に給料は18万円とすることで合意していたのに、標準報酬月額が9万8,000円となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①（A組合）のうち、昭

和 35 年 12 月から 36 年 7 月までは 1 万 2,000 円、38 年 6 月は 2 万 6,000 円、申立期間②（B 社）のうち、39 年 9 月は 3 万 3,000 円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和 36 年 8 月から 38 年 5 月まで、申立期間②のうち、38 年 7 月から 39 年 8 月まで、及び 39 年 10 月から 40 年 8 月まで、並びに申立期間③（C 社）の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の各事業主による納付義務の履行については、A 組合は昭和 40 年 7 月 21 日に、B 社は同年 9 月 1 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係者の所在も不明であるため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、申立人は、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額と、申立期間当時支給されていた手取り額が相違していると主張している。

しかし、D 社に照会したところ、申立人が主張する標準報酬月額を示す関連資料（賃金台帳等）は無いとの回答があり、申立人の申立期間④の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間④に D 社において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、事業主が申立人の標準報酬月額のみをほかの同僚と異なる取扱いを行ったとは考え難い。

加えて、D 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額とオンライン記録とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 28 日まで
年金事務所の記録では、平成 11 年 4 月から 13 年 3 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、実際にもらっていた給料と違っているのは、住民税課税台帳からも明らかである。申立期間において、厚生年金保険料を納付していたことが、銀行の取引明細表から確認できる。
申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 10 年 10 月及び 11 年 10 月の定時決定において 59 万円、12 年 7 月の随時改定において 50 万円、12 年 10 月の定時改定において 50 万円と記録されていたところ、13 年 4 月 27 日付けで、11 年 4 月に遡って 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る法人登記簿謄本から、申立期間において申立人が当該事業所の代表取締役、その妻が取締役に就任していたことが確認できる。

また、申立期間当時、厚生年金保険の事務手続を行っていた申立人の妻に聴取したところ、「申立期間当時、社会保険料の滞納は無かった。」と供述しているものの、A社の滞納処分票から、平成 12 年、13 年当時、保険料を滞納していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、上記滞納処分票の事蹟^{せき}によると、遡及訂正処理された平成 13 年 4 月 27 日に社会保険事務所は申立人の妻と面談しており、「資金繰りに苦慮しているので、今しばらくの猶予申出。」との記載があることから、申立人の妻はA社の取締役として、申立期間に係る申立人の標準報酬月額の減額に関与して

いたものと考えられ、社会保険事務所が、取締役であった申立人の妻の同意を得ずに、又は申立人の妻の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1614 (事案 1151 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 41 年 7 月 16 日まで

前回の申立てについては、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない旨の通知を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。退職時に事務員からもらった厚生年金保険被保険者証が出てきたので、もう一度調査し、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格を有し、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失した者で、脱退手当金を受給している 65 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、60 人について資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給日も同日である者が複数確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後 3 か月後の昭和 41 年 10 月 25 日に支給決定されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、iii) 申立人から聴取しても、郵便局で何か分からないお金は受け取った記憶はあるが、厚生年金保険を脱退した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱」表示が記されていない厚生年金保険被保険者証を提出し、「退職時に事務員から、持っていれば先々で年金がもらえると聞いた。」と主張していることから、新たに同僚調査を行い、脱退手当金支給に係る事業所を退職後、約1か月後に脱退手当金を受給している4人の同僚に照会したところ、このうちの1人から、「退職時に、会社から一時金として受給するか、あるいはそのまま残しておくかと聞かれ、自分はもらうと言ったら会社が請求手続きしてくれた。当時は退職者はみんな確認されていたと思う。」と供述し、ほかの同僚からも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった。また、申立人自身も郵便局でお金を受け取ったことを認めていることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1615 (事案 1130 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 1 日から 31 年 1 月 1 日まで
前回の申立てについて、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、その決定は間違っている。当時のことを知っているのは本人と家族である。
再申立てするので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A組合において申立期間に厚生年金保険被保険者の資格取得した複数の同僚が、申立人は当該同僚が就職する前に既に退職していたと思うと供述していること、ii) 申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、A組合の後継組合であるB組合に照会したところ、確認できる当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和 21 年 1 月 1 日にA組合の前身であるC会において厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情を提示することなく、「上記決定は間違っている。昭和 31 年 1 月 1 日まで継続してA組合で勤務していたのに、申立期間の記録が無いのはおかしい。」と主張しているが、申立人が退職時に組合長であったと供述するD氏について、C会及びA組合の閉鎖登記簿謄本の記載事項を確認したところ、同氏について 22 年 1 月 3 日理事を辞任との記載があり、組合長は理事の中から選任することとされていることを踏まえると、理事

辞任以降、同氏は組合長ではなかったと考えるのが自然である。

また、前回聴取した同僚とは異なる複数の同僚に聴取したが、いずれも申立人のことは記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成3年6月1日まで
夫は、昭和28年からA社で社長をしていた。「ねんきん定期便」で夫の標準報酬月額が引き下げられていることを知ったが、おかしいので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年7月22日に随時改定の処理が行われ、41万円から30万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間において標準報酬月額が引き下げられていることはおかしいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしいと申立てしている。

しかし、当該事業所の登記簿謄本及び申立人の妻の供述により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるところ、申立期間当時に当該事業所の経理を担当していた税理士及び事務担当者によると、「社会保険関係の事務は申立人が行っていた。」と供述しており、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の届出を自ら行っていたものと考えられる。

また、B基金より提出された申立人の加入員台帳によると、申立期間の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月10日から同年8月20日まで
② 昭和19年10月15日から20年5月13日まで

申立期間①について、昭和19年6月10日にA社（現在は、B社）に入社し、同年8月にC丸に乗船したが、乗船までの期間において船員保険の加入記録が無い。

また、申立期間②について、C丸が被雷し沈没してから、D丸に乗船するまでの期間において、船員保険の加入記録が無い。

申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された人事記録票によると、申立人はA社において昭和19年6月に入社していることが確認できる。

しかしながら、B社から提出された人事記録票及び船員保険被保険者票によると、昭和19年6月に入社してから同年8月19日に乗船するまでの期間について人事記録に記載は無い上、申立人はC丸において同日に乗船のため船員保険被保険者資格を取得し、同年10月14日に下船のため被保険者資格を喪失しており、これはオンライン記録と概ね一致している。

また、A社の訓練所において申立人が記憶している同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しているものの、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の同僚について、A社における船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同様に乗船する前の期間に係る被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、B社から提出された人事記録票及び船員保険被保険者票によると、申立人はD丸において昭和20年5月13日に乗船のため船員保険被保険者資格を取得しており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立人がC丸が沈没した時に一緒に救助されたと記憶している同僚について、A社における船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と同様に昭和19年10月15日に被保険者資格を喪失しており、同日以降に被保険者資格を取得していないことが確認できる。

さらに、申立人はA社が所有するD丸に乗船していた同僚について記憶しておらず、同船の乗組員については不明であることから、同船の同僚に照会することができず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1618

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から 56 年 6 月まで

昭和 36 年に A 社に入社してから、平成 14 年に定年退職するまで継続して勤務した。昭和 55 年 8 月 1 日に同社 B 支店より C 支店に転勤となったが、その際、B 支店における標準報酬月額は 32 万円であったにもかかわらず、C 支店での標準報酬月額が 24 万円と減額されているのが納得いかない。預金通帳の振込額からも分かるとおおり、申立期間の前後を通じて手取額にほとんど変化は無く、給与が大幅にダウンしたことも無い。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 54 年分及び 55 年分の源泉徴収票及び預金通帳の写しの記載から、申立人は申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の給与を事業主により支給されていることが推認できる。

しかしながら、A 社から提出された申立人に係る社内歴（人事記録及び給与記録）の給与歴欄には、「昭和 55 年 4 月 1 日 基本給 226,000 円」と記載されているのが確認できる上、同事業所の事務担当者から「転勤による資格取得の届出について、当時の事務担当者が固定給に基づいて標準報酬月額を届け出たと思われる。」との供述を得た。

また、申立人と同じく、昭和 55 年 8 月 1 日に A 社の他支店から D 支店（当時、C 支店は、D 支店として一括適用されていた。）に異動し、資格取得している 6 人の同僚について、オンライン記録及び同社 D 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、6 人全員が、申立人と同様に D 支店の資格取得時の標準報酬月額は、異動前の標準報酬月額よりも低額となっている。

さらに、上記被保険者名簿に記録されている申立期間に係る申立人の標準報

酬月額、訂正等不自然な点はない上、企業年金連合会から提出された申立期間に係るE基金における申立人の標準報酬月額の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 10 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで

入社してから給料が下がるということにはなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額については前年より大幅に下がっている。申立期間の給与明細書は無いが、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社(現在は、B社)に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 44 年 10 月の定時決定では 4 万 8,000 円であったにもかかわらず、45 年 10 月の定時決定では 4 万 2,000 円に減額されていること、また、53 年 8 月の随時決定では 28 万円であったにもかかわらず、54 年 10 月の定時決定では 24 万円に減額されていることから、申立期間の給与明細書等は無いが、給与は毎年昇給しており、標準報酬が低くなるとは考えられないと申し立てている。

しかし、B社に照会したところ、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないと回答している。

また、申立人の申立期間と同時期にA社において厚生年金保険被保険者であった者のうち、連絡先が判明した経理担当者に照会したところ、「給与の 70 パーセントが基本給であり、残業の多少により標準報酬が下がることもある。外部の公認会計士のチェックも掛かっているので会社が標準報酬を間違えることはない。」としている上、複数の同僚から、「しっかりした会社であり、間違った報酬月額を届けるようなことはなく、自分の年金記録に間違いがあ

るとは思っていない。」旨の供述が得られた。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無い上、申立人と同日に資格取得した同僚42人のうち10人については、資格喪失するまでの間に標準報酬月額が減額している期間のあることが確認できる上、申立人が同僚及び上司とした二人についても、標準報酬月額が減額している期間があることから、申立人の標準報酬月額のみが申立期間において誤っているとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1620 (事案 461 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月から27年10月1日まで
② 昭和30年1月31日から33年3月15日まで

申立期間について、前回、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、判断の内容について、同僚の供述により認められないとあったが、それはその人の思い違いである。昭和24年4月から50年まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、他人の思い違いにより認められないというのは納得ができない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和27年10月1日に健康保険番号*番として厚生年金保険被保険者資格を取得した後、30年1月31日に被保険者資格を喪失し、33年3月15日に健康保険番号*番で被保険者資格を再取得している上、同名簿の記載に訂正された痕跡は無く、不自然さはみられないこと、ii) 同事業所の継承事業所であるB社に照会しても、勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつたこと、iii) A社において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者であった同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、複数の同僚から、申立期間①については「申立人は当該事業所に勤務していた申立人の父親の助手として勤務していた。正式に入社したのは昭和26、7年だと思う。」旨の回答があったほか、申立期間②については「申立人の所属していた当該事業所のC部は昭和30年ごろに解散している。」旨の回答があったこと、iv) 申立人の雇用保険の加入記録をみると、A社から名称変更した

D社において、昭和33年1月15日資格取得、50年3月10日離職となっており、申立期間②の大部分である30年1月31日から33年1月14日までの加入記録が無いこと等を理由として、既に委員会の決定に基づく平成21年6月4日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料、事情の提示はないが、納得できないので確認してほしいと主張しているが、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 7 日から 41 年 7 月 8 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間は脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年10月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、B社は、当時の資料が無いため脱退手当金に係る情報提供はできないと回答しているが、当該事業所において脱退手当金支給記録のある複数の同僚（申立人の記憶する同僚を含む。）が「退職時に事業所に手続をしてもらい脱退手当金を受領した。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1622

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から23年4月1日まで
脱退手当金を受け取っていないため、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が脱退手当金を受給したとされる時期は、通算年金制度創設前である上、申立人が脱退手当金をもらったことが無いと言っていたという申立人の子の主張以外に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。